

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z0700010	事業用資産相続時の軽減措置及び評価方法の見直し	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4-6 租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4 財産評価基本通達(相続税法関係)11 財産評価基本通達(相続税法関係)178-186		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、財産評価基本通達は、相続税法第22条の「時価」の解釈及び評価額の具体的な算定方法を示しているものであり、納税者に何らかの規制をかけるものでないことから、検討要請事項の対象とはなり得ない。		5100	5100140	東京都	14	事業用資産相続時の、抜本的な軽減措置の導入		中小企業者が相続するにあたり、引き続き事業を継続していく場合には、我が国の「農地に関する相続税猶予制度」や欧州先進諸国の制度に準じた包括的な軽減措置を設けるなど、抜本的な軽減措置を講ずること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため	租税特別措置法(相続税法関係)第70条4-6	財務省	
								5100	5100150	東京都	15	事業用相続時の、土地の評価方法の見直し又は土地の減額評価の実施		相続税路線価格の決定にあたり、比較事例方式と収益還元方式の選択適用を可能とすること。 中小企業承継税制で評価減をしている特例を400㎡を超える部分にも拡充すること。 土地の評価額から、譲渡所得分相当額を減額すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため	租税特別措置法(相続税法関係)第69条の4 財産評価基本通達(相続税法関係)11	財務省	
								5100	5100160	東京都	16	事業用資産相続時の自社株評価方式の見直し		同族会社の株式評価における類似業種批准価格の減額率を引き上げること。 全ての会社に類似業種批准方式のみによる評価の選択適用を可能とすること。 純資産価額方式での土地評価にも、小規模宅地等の評価減額制度を採用すること。		相続税の負担が、中小企業の経営、特に事業の円滑な承継に大きな影響を与えているため	財産評価基本通達(相続税法関係)178-186	財務省	
z0700020	帳簿保存方法等の緩和	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		5027	5027150	東京海上火災保険㈱	15	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	保管コストの大幅削減	紙による保存は膨大な保管コストを要し、一方、現在技術レベルでは紙で作成されたものを電子保存しても「真実性、可視性、証拠能力」に悖ることはない。	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条	財務省	
								5029	5029290	(社)日本損害保険協会	29	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	保管コストの大幅削減	紙による保存は膨大な保管コストを要し、一方、現在技術レベルでは紙で作成されたものを電子保存しても「真実性、可視性、証拠能力」に悖ることはない。	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	(回答欄)					(要望事項欄)											
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等
z0700030	社債の源泉徴収制度の早期撤廃	租税特別措置法第8条等		f	税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		5008	5008040	オリックス㈱	4	社債の源泉徴収制度の早期撤廃		社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。		法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは2年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。	租税特別措置法第8条等	財務省	
							5034	5034140	(社)リース事業協会	14	資本市場における円滑な資金調達環境の整備(1)社債の源泉徴収制度の早期撤廃		・社債等有価証券の円滑な流通を可能にするため、法人の源泉徴収制度を撤廃すべきである。 ・資本市場の活性化。	キャピタルの変化による金融商品としての魅力低減-源泉徴収されると受取利息が当該期日に全額入ってこないため、源泉徴収されない金融商品に比べ利回りが劣化、源泉徴収される金融商品が敬遠される。源泉徴収されるされないによるマーケットの分断-例えば社債は、事業法人の場合は源泉徴収され、金融法人の場合は源泉徴収されない。このため、転売時に、当初源泉徴収されたされなかった(俗に課税玉・非課税玉と言われる)によって転売先が限定されてしまう(課税玉は課税先に転売)。このようなマーケットの分断が、社債マーケットの拡大を阻害している。新たな金融商品の開発阻害-金融商品の源泉徴収制度が基本的に商品ごとの限定列挙方式のため、新たな金融商品を開発しようとする場合、源泉徴収されるかどうか不明瞭で、税務リスクがあるために新商品の開発を断念するケースがある。	租税特別措置法第8条等	財務省	(「要望理由」欄より続く) 課税法人と非課税法人-そもそも源泉徴収される法人とされない法人があるのがおかしく平等に扱うべきである。法人が受け取る社債利子については、「振替債」の場合は源泉徴収の対象にならない旨決まっているが、一方で社債等の振替システムの立ち上げには、証券保管振替機構のスケジュール上2005年後半以降になるものと想定されているため、このままでは2年以上もメリットを享受できない。我が国の経済活性化のためには直接金融市場に対して早急に税制面での措置を行い、少しでも市場へ資金を流入させることが不可欠であり、振替債での取引を待つことなく早急な実施が求められる。 (以下「その他」欄に続く)	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008240	オリックス㈱	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等							
z0700040	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	道路運送車両法第7条、第12条、第13条、第15条、第59条、第62条、第97条の2第1項、地方税法第699条の11、地方税法第151条、第151条の2、第152条、自動車重量税法第8条、第10条、第10条の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第13条、自動車損害賠償保障法第9条、道路運送車両法第22条及び平成13年11月6日付け国自管61号通達「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付申請者等に対する本人確認の実施について」	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。	b	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、平成17年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなります。その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。	その他	5008	5008240	オリックス㈱	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国、車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。		自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。	道路運送車両法、自動車登録令、関係省令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、関係省令、自動車重量税法、関係省令、自動車損害賠償保障法、地方税法、関係省令、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁	
							5008	5008240	オリックス㈱	24.2	自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続○納付及び還付手続の電子化 ○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化	検査・登録等諸手続○自動車の検査・登録手続等の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・移転登録手続の電子化	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱が生じないよう配慮する必要がある。						
							5008	5008240	オリックス㈱	24.3	軽自動車についてワンストップサービス化する際は、軽自動車検査協会が現在独自に行われている事務手続についても接続のインターフェイスを統一すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする方向で検討しているところ。 自賠責保険の付保確認は電子的に行う方向で検討している。 今後ワンストップサービスの検討を進めるにあたって、その具体的な対象範囲については、ご提案の趣旨を理解しつつ、利便性の向上や個人情報保護等の観点から検討する。	所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	・「具体的規制改革要望内容」より続く) 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示・なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。 (具体的事業の実施内容) ・電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	・手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。・リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。・電子化の検討に際しては、利用者の意見を十分に反映させることにより、電子化による混乱が生じないよう配慮する必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省 財務省 総務省 警察庁	参考資料・「自動車保有関係手続のワンストップサービスのグランドデザイン」(平成14年8月自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議)・「自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム要件定義の概要」(平成15年4月警察庁、総務省、国税庁、国土交通省)		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
z0700050	税関臨時開庁手数料の廃止	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	b		<p>1. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。</p> <p>なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。</p> <p>2. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。</p>		5014	5014020	(社)関西経済連合会	2	税関臨時開庁手数料の廃止		平日9:00-17:00以外に税関へ臨時開庁を申請する場合には、臨時開庁手数料を支払う必要がある。構造改革特区(国際交流特区)の認定により、臨時開庁手数料が半減されたが、さらに活性化を図るため廃止する。		臨時開庁手数料の廃止により、貨物事業者の経済的負担が軽減され、夜間時間帯の利用頻度が増し、開空の24時間空港としてのメリットを最大限活かすことができる。	関税法	財務省	[新規要望](関西国際空港活性化のための規制緩和要望)	
								5073	5073180	(社)日本自動車工業会	18	臨時開庁についての承認手数料		電子処理される実態に鑑み、税関手数料を無料若しくは、それに近い低廉な料金に設定していただきたい。また、平成14年6月25日に閣議決定された「主要港湾における24時間フルオープン化」が積極的に推進される中、併せて、税関手数料を撤廃して頂きたい。		税関の執務時間外に輸出入申告を行う場合、税関職員の執務時間に併し臨時開庁手数料を納付する必要がある。しかしながら、現在の輸出入申告は、その殆どが書面によらず、「電子情報処理組織による税関手続きの特例等に関する法律」に基づく海上貨物通関情報処理システムSea-NACCS(海上)、航空貨物通関情報処理システムAir-NACCSにより、電子処理される申告が大半を占めている。		電子情報処理にあつては、税関職員に代わり、電子処理されるのでこれに対して手数料金を納付することは制度の趣旨に沿わない。	税関関係手数料令	財務省
z0700060	通い箱の再輸入手続の簡素化	関税定率法第14条第1項第10号及び第11号 関税定率法施行令第16条第1項	輸入申告の際に、当該貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。	b		通い箱の輸入申告手続に係る簡素化に関する具体的な改善要望を聴取のうえ、実務面において対応が可能であるかを検討することとしたい。		5073	5073080	(社)日本自動車工業会	8	リタ・ナブルック/容器の輸入手続き簡素化		仮に通関等のリ・ドタイムが1日でも短縮されると、その分の回転率が向上するとともに、管理コストの低減が図れる。船のコンテナは既にチップを埋め込み移動情報をリアルに把握できるようになっており、いざいエンジンラックなどにも同様の物流ITが展開されると予想する。従って、これらリタ・ナブルック/容器の輸入手続きの簡素化・リ・ドタイム短縮をお願いしたい。		現在輸出KD/補用品などは環境問題対応から、従来の木箱/ダンボールに代えてリタ・ナブルックを使用する割合が年々増加している。		関税定率法第14条第1項第11号 関税定率法施行令第16条第1項	財務省	
								5099	5099030	名古屋港管理組合	3	通い箱の再輸入手続きの許可制を届出制へ移行		通い箱の再輸入手続きについて、許可行為を必要ない届け出制へ移行する。		通い箱については、関税法第14条、第10項及び第11項により再輸入貨物として無条件免税が適用されているが、再輸入の際、輸入許可が必要となっている。この再輸出手続を、品名と数量のみを輸出許可書添付の上、税関に届け出る、といった程度に簡素化することを要望する。(従来どおり、予め仕様書、写真などを税関に届け出せる。)届出制にすることで、通い箱の反復使用がさらに高まり、相当程度の環境負荷の軽減が望める。昨年の京都議定書の批准を経て、産業界に対する環境面での更なる積極的な取組みが求められていることから、物流の容器のリターナブル化を積極的に支援する必要がある。		関税法67条	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号										
z0700070	保税地域搬入制の適用除外の拡大	関税法第67条の2 関税法施行令第59条の3	輸出申告又は輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に行うこととなっている。	a,d		1. 貨物の迅速な引き取りを可能とする観点から、本船入港前であっても予備的に輸出申告(航空貨物のみ)又は輸入申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度の導入、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度の導入等を行っており、リスクが低い航空貨物については、事実上、事前申告・即時引き取りを可能とする仕組みとなっている。		5009	5009140	ソニー㈱	14	機上通関及び船上通関の実現		効率的な通関体制の整備をさらに進めるため、機上及び船上での通関手続を可能として欲しい。		企業にとって、顧客ニーズへの迅速な対応や、在庫圧縮も含めたコスト削減の必要性が高まっているが、そのためには物流の効率化が不可欠と考える。機上及び船上での通関体制を整え、何時でも通関ができる体制を整備することにより、リードタイムの短縮や輸配法のメニューの拡大を通じて、企業にとって最も効率的な輸配送を実現することができる。	関税法、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律	財務省	
						2. また、平成15年9月には、海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度を導入するとともに、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。		5009	5009180	ソニー㈱	18	保税地域搬入制の適用除外の拡大		保税地域搬入制の適用除外を拡大し、貨物を保税地域に入れることなく輸出入の申告ができるようにしていただきたい。		現在は基本的に保税地域への搬入確認後でない輸出入の申告ができない。搬入・搬出に要する時間が物流・リードタイム短縮のネックの一つになっている。	・関税法第30条、第67条の2 ・関税法施行令第59条の3 ・通関(航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて)	財務省	
z0700080	輸出入手続にかかるとの一本化	関税法第67条、予備審査制について(通関) 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通関)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通関)	貨物を輸出又は輸入しようとする者は、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。	d		予備申告から本申告への切り替えは、NACCSにより自動的に行うことができ、再度本申告として書面の提出を求めるとはならない。		5009	5009190	ソニー㈱	19	輸出入手続にかかる予備申告と本申告との一本化		予備審査制度(貨物の日本到着前に輸入関係書類を税関に提出し、書類審査を受ける)によって、税関審査を要しないと判断された貨物は、貨物到着後に行う輸入申告を不要とし、システム上、自動的に本申告をしたものとみなして輸入許可を与えていただきたい。また、海上輸出貨物について、工場コンテナに詰め込む前に予備申告を行った貨物は、貨物輸出港への到着が確認された時点で輸出許可を認め、保税地域への輸出搬入後に行う輸出申告を不要としていただきたい。		予備申告の手続きを行いながら、貨物の到着後に再度本申告として書面の提出を求めることは事業者にとって多大の負担を課している。予備申告による審査で許可を得た場合には、貨物の到着によって自動的に本申告の手続きを完了したものと扱い、手続きの軽減を図っていただきたい。	・通関(予備審査制について・基本通関67-1-20)	財務省	
						また、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。 なお、予備申告は、輸出申告又は輸入申告が行われる前に関税法の運用上認められた制度であり、法令上の権利、義務を発効させるためには本申告が必要である。		5073	5073200	(社)日本自動車工業会	20	海上輸出貨物予備審査制の充実		搬入以前に予備申告を行い、搬入次第許可となる制度を設けて頂きたい。		輸出コンテナ扱いが予備審査制の意味合いを含むこととなっているが運用上、厳密な予備審査とはいえない部分があり、本申告した後から本格的な審査になる場合もある。	CY搬入に際し、ゲート混雑から予定通り搬入できない場合も有り搬入後の本申告では時間的に間に合わない場合がある。	関税法	財務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
z0700090	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びフロンストップサービスの実現	関税法第15条、第17条、第67条、第70条、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第3条、統計法第5条、港湾調査規則第7条、第9条、当	関税法以外の法令の規定により、輸出入に関して許可、承認が必要な場合には、輸出入申告の際に当該許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。 外国貿易船の開港への入出港に際し、関税法の規定により入出港手続に係る書類を税関に提出しなければならない。 なお、港湾統計作成のため、船社等に都道府県知事に対する資料の提出が義務付けられている。	b		1. 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。		5036	5036030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化		全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するよう要望する。		現在、港湾・輸出入手続に係る各官庁は、2003年度のできるだけ早い時期に港湾・輸出入手続のシングルウィンドウ化を実現すべく作業を進めているところであるが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより当協会をはじめとする産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものはなっていない。 従って、シングルウィンドウ・システムの稼働後であっても、全ての申請手続きについて、ゼロベースで見直しを行うとともに、関係官公庁による情報の共有化を可能とするよう関連法制度の整備に努めるべきである。	関税法、電子情報処理組織による関税手続の特例に関する法律、コンテナ特例法、出入国管理及び難民認定法等	財務省 国土交通省 経済産業省 法務省 厚生労働省 農林水産省		
						2. シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、対象手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一化を図るとともに、各行政機関がそれぞれ求めている手続の申請・届出時において、必要項目を入力する際、既に登録した情報を利用することで、重複入力を回避することを可能としている。さらに、港湾統計において、船社等から都道府県知事に提出が義務付けられている資料について、平成15年4月よりNAOCSの積荷目録情報の活用が可能となった。								2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されることは評価できるが、各種申請の見直しや現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については甚だ不十分である。 シングルウィンドウ化に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続きを統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムを整備すべく、全関係官庁は内閣官房のリーダーシップのもと連携・協議を重ねながら、このBPRを遂行すべきである。 (以下「具体的事業の実施内容」欄に続く)						(「具体的規制改革要望内容」より続く) さらに、信頼性が高い荷主の包括事前審査適用貨物については、包括事前審査制度の有するコンプライアンスの趣旨に鑑み、検査を極力簡素化するとともに、現行制度の可能な限りの運用弾力化を図りたい。
z0700100	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限	関税法第67条 関税法施行令第58条 関税法基本通達67-2-7、同通達67-2-8	本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている。(これを超えた場合には一般の輸出手続が必要)しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。	d		税関における盗難自動車の水際取締策は、平成13年2月、警察との各種情報交換を始めとする協力体制を整備し、平成13年7月から旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、書面により申告させることとした。その後、審査・検査に際しては可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求めると各種対策を講じており、旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず盗難自動車の不正輸出を発見、摘発している。 更に、平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正法により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出申告に際し旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず抹消登録証明書原本の提示が義務付けられることとされており、現在、関係省庁と連携しつつ施行に向けて準備を進めているところである。 したがって、盗難自動車の不正輸出防止において、現行旅具通関基準の廃止ないし台数削減は必要ないものと考えられる。 今後とも、これら各種の施策を通じて水際取締策の一層の強化を図っていく。		5027	5027210	東京海上火災保険株式会社	21	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)		盗難車の多くは海外へ不正輸出されていると考えられており、改正により盗難保険金が削減する可能性がある。(定量的評価は困難ではあるが)当社では、盗難車再保険金(全損)は90億円であり、仮に1%削減された場合は9000万円の効果となる。	自動車3台を船員旅具とすることは不自然であり盗難車の不正輸出の温床になっているとの懸念あり。買い付けのための機構も多く、船員相手の個人販売業者も存在している。	輸出貿易管理令関税法基本通達67-2-7、同通達67-2-2	財務省	
						貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)								盗難車の多くは海外へ不正輸出されていると考えられており、改正により盗難保険金が削減する可能性がある。(定量的評価は困難ではあるが)ある社の例では、盗難車再保険金(全損)は90億円であり、仮に1%削減された場合は9000万円の効果となる。		自動車3台を船員旅具とすることは不自然であり盗難車の不正輸出の温床になっているとの懸念あり。買い付けのための機構も多く、船員相手の個人販売業者も存在している。				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答 (様式 1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	規制改革	規制改革	要望主体	規制改革	規制改革	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他 (特記事項)
								要望管理番号	要望管理番号		要望事項番号	要望事項番号							
z0700120	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃	関税法第98条第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c.b		1. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は、税関の事務の執行上支障があると認めるときを除き、その承認を行っている。また、税関の執務時間外における事務の執行上支障がないよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関が業務上対応可能かを判断するために承認手続は必要である。 2. また、臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。 3. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとした。		5009	5009130	ソニー㈱	13	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃		港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっており、時間外に輸出入通関を行う場合には「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。そこで通関の原則24時間365日体制を実現する為、申請手続の廃止、費用負担の撤廃をお願いしたい。		企業にとって、顧客ニーズへの迅速な対応や、在庫圧縮も含めたコスト削減の必要性が高まっているが、そのためには物流の効率化が不可欠と考える。現状では、一応は24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続や費用負担が必要となり、利便性が低く、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。	関税法 第98条、100条	財務省	
z0700130	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続緩和	関税法第67条、第68条第1項、電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱について(通達)	輸出申告又は輸入申告に際しては、輸出申告書、輸入申告書及び仕入書等関係書類を提出しなければならない。	b		海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控については、平成15年7月下旬からの提出を省略することとしている。 また、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控についても、平成15年度中に提出を省略することとしている。		5009	5009150	ソニー㈱	15	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続緩和		通関情報処理システム(NACCS)において、システムによる審査で自動的に許可された申告(輸出入申告の審査区分1)は、その時点で手続を完了したものとし、以後の税関での申請等を不要としていただきたい。		通関情報処理システム上、区分1(即時許可)の許可対象は、そもそも審査官により事後点検を要しないで済む貨物を選定すべくプログラムされており、区分1で許可された貨物は、この段階で手続を完了させることが適当と考える。システム上許可されているにも関わらず、別途事業者が税関での申請等を課すことは、事業者への負担が大きい。	電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律第2条、3条 電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行令第4条 通達(システム導入官署における輸出通関事務処理体制について) 通達(システム導入官署における輸入通関事務処理体制について)	財務省	
z0700140	通関業務許可を受けた営業所への通関士必置規定の緩和	通関業法第13条第1項、通関業法施行令第4条	通関業者は、専任の通関士を置かないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、通関士を置かなければならないとされる営業所ごとに、専任の通関士一人以上を置かなければならないこととなっている。	d		営業所の通関業務の量、兼務しようとする通関士の他の兼務の状況等を勘案し、税関長が承認した場合には、専任の通関士を置かないことができることとしている。 また、通関業務を一切行わない営業所は通関業法上の営業所とする必要はなく、通関士を必置する必要はない。 ただし、貨物検査の際の立会いなど現場で行われるものも含めて通関業法によって必要とされる業務を通関業法上の営業所で全て処理する体制の整備が必要となる。		5009	5009160	ソニー㈱	16	通関業務許可を受けた営業所への通関士必置規定の緩和		通関業務を行う通関士は、通関業務を行う営業所ごとへの設置が必要だが、輸出入者の本社で輸出入情報を集中管理している場合などには専任の通関士をその場所に置く代わりに、各営業所への設置要件を緩和していただきたい。		複数の営業所で通関士の行う通関業務量は一定ではない。通関士を一つの場所に集めそこで全国の通関業務を行う事は十分可能であり、それにより業務の平準化及び従事人員の削減も可能となる。特に輸出入者の本社で輸出入情報(別表第1等)を集中的に管理している場合、専任の通関士もその場所にいることがその専門性を発揮するのに最適である。また、通関士の異動届も、その都度、代表取締役印を押し印しての届出制となっており手間がかかるが、この規制緩和により、異動届に要する事務手続の煩雑さも緩和され、生産性向上による業務スピードの向上が期待される。	通関業法第4条、13条 通関業法施行令第4条、9条	財務省	
z0700150	免税コンテナの国内運送届出の緩和	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取付地から輸出貨物の積込地まで通常の経路により運送される間においては、届出を行うことにより、1回に限って国際運送以外の運送(国内運送)に供することができる。	d		免税コンテナの国内運送の届出は、本年5月より、インターネット接続されている「税関手続申請システム(CUPES)」を用いて、web上で行うことを可能とした。		5009	5009170	ソニー㈱	17	免税コンテナの国内運送届出の緩和		コンテナ貨物を国内納品先まで輸送し、荷降ろし後の空きコンテナを使用して、国内輸送を行うとする場合の届出手続については、その都度の申請(届出)ではなく、事前に一定期間分をまとめて行う包括申請(届出)、または、web上での申請を認めていただきたい。		荷降ろし後の空きコンテナを国内輸送に転用することは、その都度、書類を作成し、税関に向いて手続を行えば実施できるようになっているが、実際にはタイミングの問題でかなり難しく、結果、空車回送となってしまう。現行の海上コンテナ運送料も片道空車回送を前提にした特殊運賃制度(往復運賃制)になっており、事業者は過大なコストを課している。物流部門は、経済活動の基幹インフラであり、リソースを活用し最大限の効果が得られるよう、制度を見直していただきたい。また、空きコンテナの国内輸送転用が簡便に行えるようになれば、事業者にとっての効率的な輸送が行えるほか、交通量を削減できるので物流部門の環境負荷の削減にも繋がる。	コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保のもとで行なう貨物の国際運送に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)							(要望事項欄)												
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
z0700160	免税品の国際線到着エリアでの販売の承認	関税法第3条、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第6条第1項	免税売店は、国際空港における出発エリアに設置されている。	f	-	関税及び内国消費税は国内で消費される貨物に対して課税するものであり、国際空港の出発エリアにおいては、貨物が出国者によって外国に持ち出されることから、国内で消費されないこととなるので、課税することなく販売を認めているものである。 他方、国際空港の到着エリアにおいては、貨物が入国者によって直ちに国内に持ち込まれることとなることから、関税及び内国消費税の課税の趣旨からみて、課税することなく販売を認めることは適当でなく、本件要望は税の軽減そのものであり、検討要請事項の対象とはなり得ない。 また、税関手続の国際的な調和等を目的とする国際機関である世界税関機関(WCO)においても、その趣旨を踏まえ、国際空港における免税販売は出国者に限って行うことが勧告されており、このような取扱いが国際標準となっている。		5014	5014010	(社)関西経済連合会	1	免税品の国際線到着エリアでの販売		関税法、たばこ税法、酒税法では、免税品を輸出扱いとして免税にしていることから、販売を国際線出発エリアに限定しているが、国際線到着エリアにおいても免税品の販売を可能とする。		旅客のニーズがあり、関空の非航空系収入の増収が期待される。シンガポール、台湾、香港では、国際線到着客に対して免税品を販売している。	関税法、たばこ税法、酒税法	財務省	[新規要望](関西国際空港活性化のための規制緩和要望)
z0700170	関空の貨物地区内の保税輸送手続きの廃止	関税法第6条第3条第1項	外国貨物は、税関長の承認を受けて、外国貨物のまま保税地域等の間を運送することができる。	d	-	保税輸送手続については、運送の状況その他の事情を勘案して取扱い上支障がないと認められるときは、最長1年以内に行われる保税輸送を一括して承認することが可能であり、この場合には、個々の保税輸送について、その都度承認を受ける必要はない。		5014	5014030	(社)関西経済連合会	3	関空の貨物地区内の保税輸送手続きの廃止		関空島内にある上屋から上屋への貨物を移動させることに必要となる保税輸送の申請手続きを廃止する。		例えば、あるフォワーダーは、1日当たり1,000件以上の手続きを行っており、この手続きを廃止することにより、円滑な貨物の取り扱いが可能となる。	関税法	財務省	[新規要望](関西国際空港活性化のための規制緩和要望)
z0700180	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化	法人税法施行令第57条、法人税基本通達7-3-22		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		5034	5034520	(社)リース事業協会	52	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化等について		耐用年数短縮申請手続きの簡素化 法人税基本通達7-3-22中の「規則第16条第2号に該当する場合において」の削除	耐用年数の短縮手続きが簡素化され、その部分のリース取扱いが拡大する。耐用年数の短縮事例が増え、法人の所有する設備の更新サイクルが早まることで需要を喚起できる。	法人税法施行令第57条、法人税基本通達7-3-22	財務省		
z0700190	高速自動車国道法に関する新設、改築の管理に民間投資(寄付)の活用			f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		5037	5037020	個人	2	高速自動車国道法に関する新設、改築の管理に民間投資(寄付)の活用		高速自動車国道法に関する新設、改築の管理は、国土交通大臣が行うとなっているが、新設及び改築の工事に要する費用を企業の寄付を活用する。		高速道路の持つ機能は、大きな経済効果をもたらす。そして、本当に必要とする路線、あるべき姿での整備は、日本経済の再建の鍵とも考えられる。大きな利益を生んでいる企業の資金を有効に活用、社会への還元機会を与えてあげたいかがか。整備路線は、寄付する企業に選択させ、路線の命名も委ねる。また、寄付した額の企業利益については、無税とする。	高速国道法第6条及び道路法第50条他	財務省 国土交通省	・添付資料 1、雑誌 幸福の科学出版「ザ・リパティ」より抜粋 ・高速道路の無料化の経済波及効果、そして、奈良の大仏建立に当たったの施策など考える材料にされたい。 ・松下幸之助式「ダム経営」論など参考にされたい。
z0700210	包括事前審査制度の手続きの簡素化	包括事前審査制度について(通達)、航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	包括事前審査制度は、輸出者が同一種類の貨物を継続して輸出する場合において、あらかじめ包括的に審査することにより、迅速な通関を図るものである。	c		包括事前審査制度の適用を受けた貨物については、あらかじめ審査を行うことにより、通関時の審査を簡略化し迅速な通関を図っているところである。 なお、包括事前審査制度を利用した者の輸出申告であっても非違が発見されることがあり、必要に応じて審査・検査を行う必要があることから、通関時の審査・検査権限を完全に放棄し、包括事前審査制度を利用した輸出申告のすべてに対し即時許可(区分1)を認めることは適切ではない。		5073	5073100	(社)日本自動車工業会	10	包括事前審査制度の手続きの簡素化		包括事前審査制度は、通達の改正により利用しやすい制度にはなってきましたが、その維持・管理につきましては、荷主は費用・労力をついやしてあります。これら事情を考慮していただき包括事前制度を利用して申告につきましては、すべて区分1で許可をいただきたい。	包括事前審査制度適用荷主の輸出許可については、簡易審査のうえ許可(区分1)をいただいております。しかしながら書類審査(区分2)貨物検査(区分3)を経て許可をいただいている申告も散見されます。(NACCSのシステム上の制限(例:HSコードの欄数オ・パ-)により、マニュアル申告となった場合に多い)	区分2・区分3になった場合輸出許可に時間又は費用が掛かる。	関税法67条(輸出・輸入の許可)	財務省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5073	5073190										
z0700220	簡易申告制度の拡大	関税法第7条の2、関税法施行令第4条の6、第4条の8	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする制度である。当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。	b		(1)簡易申告制度の継続的な輸入実績の基準については、制度の利便性を考慮して、平成15年4月以降年24回から年6回以上へと緩和を行ったところである。 (2)指定貨物の所属区分については、上記緩和の利用拡大状況を踏まえた上で今後検討を行うこととした。		5073	5073190	(社)日本自動車工業会	19	簡易申告制度の拡大		他法令などにより規制されない、一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」して頂きたい。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和して頂きたい。	税関長の承認を受けた者(特例輸入者)は、一定の条件を満たす貨物(指定貨物)の輸入については、引き取り申告が認められ、原則として、税関検査の省略等さまざまなメリットが与えられ、迅速な引き取りが可能となっている。	関税法第7条の2	財務省		
z0700230	産業活性化のための新たな減価償却制度の導入	法人税法		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない		5079	5079020	茨城県	2	産業活性化のための新たな減価償却制度の導入		我が国における産業の国際競争力強化や高付加価値化に向けたプラント等の構造転換を推進するため、今後、建設・設置されるすべての機器設備(プラント等)を対象として、加速度償却制度の導入(事業環境に応じたフレキシブルな償却期間の設定)、残存価額制度の廃止、内容をとする減価償却制度、法人税の欠損金における前期繰戻還付(3年)及び翌期以降(20年)の繰越控除制度の導入を要望するものである。	我が国の産業は、規制緩和の遅れ、事業環境の未整備等から国際競争力を失い、産業の国外流出(空洞化現象)を生じさせ、我が国経済・産業と雇用に大きな影響を及ぼしている。かかる事態を避けるためには、我が国が諸外国と対抗できる競争力を有し、新たな立地意欲を創出できる産業拠点であることが必要であると考え、そのためには、日進月歩の最先端プラント等の稼働期間が短い現状に即して海外の先進国並の加速度償却制度の導入・残存価格制度の廃止、生き残りを賭けた大型合併によるS&B(スクラップアンドビルド)に不可欠となる法人税の欠損金における前期繰戻還付(3年)及び翌期以降(20年)の繰越控除など欧米並の事業環境を整備する必要がある。本要望は、我が国経済・産業の国際競争力強化を図ることを目的とし、欧米並の事業環境を目指して提案するものである。	法人税法	財務省	本県では、企業の事業集約・事業構造改革や新たな企業進出を促進することとして、全国初の思い切った新規立地に対する優遇税制措置(法人事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除)を既に導入している。	
z0700240	コンビナート内における副産物の非課税化	石油税法第3条、揮発油税法第1条		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない		5079	5079030	茨城県	3	コンビナート内における副産物の非課税化	石油化学事業所で発生する留分を石油精製事業所でガソリン添加剤として活用される場合石油税の対象となる。灯油をエチレン製造用として使用する場合石油税の還付制度がない、等により十分な留分の有効活用が図れていない事例についてその促進を図ることが可能となる。	コンビナート内における国際競争力を強化する上では、コンビナート内で発生する留分を如何に有効的、かつ安価で活用できるかが極めて重要となっている。本要望は、性状(カーボン数、比重等)、用途等により石油税又は揮発油税の対象となってしまうために留分有効活用の妨げとなっている現状に鑑み、我が国産業の国際競争力強化を目指して提案するものである。	石油税法第3条、揮発油税法第1条	財務省			
z0700250	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善	なし	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、14年4月、15年3月改定)の3、(3)、において、「・・・コストが当初の予定を下回った場合に減少したコストの一部を契約の相手方に還元するといったインセンティブ付契約の導入について、引き続き検討する。」とされている。	b		インセンティブ付契約の導入については、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中である。		5102	5102390	(社)日本経済団体連合会	39	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		インセンティブ付契約や成功報酬型契約は、企業にとって効率的で革新的なプライシング・モデルを提案するインセンティブとなり、ITサービス産業の競争の促進にもつながる。インセンティブ付契約等の導入は、行政における財政規律の向上にも資する。	情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承、平成14年4月22日改定、平成15年3月19日改定)	総務省 経済産業省 財務省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5034	5034401										
z0700260	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(2)税制	租税特別措置法第57条、租税特別措置法第42条の11		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		5034	5034401	(社)リース事業協会	40	リース等が競争上不利となる補助金制度・税制等について(2)税制		・リース及び割賦販売(以下、「リース等」という。)によって設備を使用する顧客等は、次のような設備投資に係る優遇税制等を利用することができない。また、リース会社間の競争条件が不公平なものがある。電子計算機買戻損失準備金制度 コンピューターの製造・販売業者が本制度による準備金を損金算入できる条件は「特定電子計算機貸付会社」との取引に限られている(ほとんど全てのリース会社は対象外である)ため、制度の廃止等により競争条件を同一とすること。IT投資促進税制 リース利用による税額控除制度は資本金3億円超の法人は利用できない。また、「貸付用の用に供した場合を除く」ためリース会社のリース資産について適用が受けられないため、リースに係る不公平措置を撤廃すること。	・ユーザーの設備の利用・調達形態の選択が拡大する。・各種制度にリース等を適用することにより、各種制度の目的である投資拡大効果等が拡大する。	・リース等が競争条件で著しく不利となっている。・ユーザーの設備利用(調達)手段を狭めている。	租税特別措置法第57条、租税特別措置法第42条の11	財務省	
z0700270	官公庁の入札制度、契約制度の改善	会計法29条の3、予算決算及び会計令第72条	各省各庁の長は、契約の種類ごとに、経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。	d		ご要望の点については、会計法上ならぬ規制はない。		5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。		全庁		
		予算決算及び会計令第72条 財務省所管会計事務取扱規則(昭和43年大蔵省訓令第1号)第14条 財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日付蔵令第4096号) 財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領の制定について(平成12年12月27日付蔵令第4096号)	1 平成13年度実施分から物品製造等の資格審査申請書の様式は全庁統一されており、紙及び電子媒体を選択することにより資格審査申請を行うことができる環境設定がなされている。(要望事項40)	e	1 措置済み				5034	5034380	(社)リース事業協会	38	官公庁・地方自治体の入札制度、契約制度の改善	・官公庁の入札制度において、参加資格審査申請や入札業務などの諸手続きは官公庁によって異なっている。このため、申請内容の多くの項目が重複しているものの、申請様式はそれぞれ異なっている。・また、申請は紙でのみ行なわれている。・統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。・また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	・入札制度の諸手続きの統一化に伴い、官民両方の過重な事務負担が軽減できる。	・例えば、公用車のリースによる導入は、車両管理面やコスト削減面から今後促進される事が想定される。その点で、官民両サイドの事務作業の効率化、円滑化の観点から入札制度の諸手続きの統一化に関する措置を講ずる必要があるものと考えられる。	地方自治法等	全庁	
		2 工事等の資格審査申請書の様式は中央 公共工事契約制度連絡協議会が定める統一様式を参考に財務省は当該申請書の様式を作成しており、申請書の媒体は紙のみとしている。(要望事項38 40) 3 財務省が実施する入札については、電子入札を平成15年度内に導入する予定で検討を進めているところである。(要望事項38)	2 工事等の競争参加資格審査申請については国土交通省が基幹省庁となり、平成16年度実施分から電子的方法により資格審査の受付が可能となるように現在、検討しているところである。なお、資格審査申請書の様式についても統一する予定である。	a															

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答(様式1)

(回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	規制改革要望事項管理番号		要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
								5008	5008110										
z0700280	国の機関向け等のリース契約の長期継続契約	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d		ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能である。		5008	5008110	オリックス㈱	11	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約		OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。		現在、各省庁が機器を導入するに際しては、その機器を複数年度にわたって使用することが明白である場合においても、予算による国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新することによって対応している。これは、予算による国庫債務負担行為として扱うことを、各省庁が手続上の煩雑さゆえに敬避していることが主たる理由と考えられる。上記の単年度リース契約については、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行の制度が、複数年度にわたるリース契約の利用を妨げ、実質的に、単年度リース契約締結によるリース会社のリスク負担を強いている。	財政法第15号、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2(地方自治法第234条の3)	財務省	
								5034	5034010	(社)リース事業協会	1	国・地方自治体等のリース契約の取扱い等(検討の早期開始等)		・OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。・本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。	・各省庁においてリース取引の導入が促進されることで、調達方法の多様化が図れる。	・現在、各省庁が機器を導入するに際しては、その機器を複数年度にわたって使用することが明白である場合においても、予算による国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新することによって対応している。これは、予算による国庫債務負担行為として扱うことを、各省庁が手続上の煩雑さゆえに敬避していることが主たる理由と考えられる。上記の単年度リース契約については、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行の制度が、複数年度にわたるリース契約の利用を妨げ、実質的に、単年度リース契約締結によるリース会社のリスク負担を強いている。	財政法第14条の2、第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2(地方自治法第214条、第234条の3)	財務省	